

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて

(令和5年3月13日 農第03130002号)

本通知は、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等^(注1)についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知(最終改正 令和4年3月31日3農振第2887号)。以下「農村振興局長通知」という。)とそのQ&Aに基づく県の取扱いを示したものであり、下部の農地で営農しながら上部空間に発電設備を設置しようとする転用許可申請に適用する。

なお、農村振興局長通知とそのQ&Aの見直しが実施されれば、本通知も見直す場合がある。

(注1) 小型の風力発電設備も対象。

1 「一時転用許可」の考え方

(1) 簡易な構造で容易に撤去できる支柱(農村振興局長通知の記の1、2の(2)のイ)

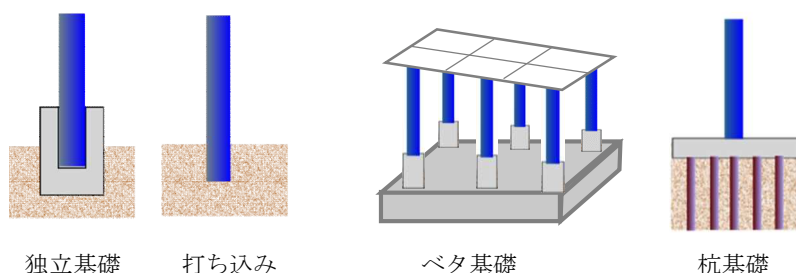
営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が独立基礎^(注2)や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定している。

例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれるが、ベタ基礎^(注3)や杭基礎^(注4)は容易に撤去できる支柱には該当しない。

(注2) 独立柱の下で荷重を支える場合に設ける独立した基礎のこと。

(注3) 板状のコンクリートによる基礎のこと。

(注4) 深く杭を打ち込み、構造物を支える基礎のこと。



(2) 営農型発電設備の下部の農地(記の1)

営農型発電設備の直下の農地及び当該設備によって日陰が生じる農地のことをいう。

これらの農地に該当する範囲を特定し、当該範囲内における収穫物の量及び品質を他の部分における収穫物の量及び品質と区別して把握し、比較する。

下部の農地が特定できるように、申請時にその範囲が判別できる図面を添付することとする。

なお、「下部の農地」には営農者の異なる隣接農地は含めない。

原則として、日陰が営農者の異なる隣接農地に及ばないように設置することとするが、境界付近に設置する場合等で日陰が隣接農地に及ぶ場合やそのおそれがある場合には、申請者は所有者及び耕作者に対して、本転用事業計画について、以下の項目を充分説明したうえで、その旨を申請書の「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要」欄等に記載するものとする。

- ア 営農型発電設備が隣接農地の営農に影響がないように設置すること。
- イ 万一、隣接農地の営農に影響が生じた場合は、申請者が所有者及び耕作者と相談のうえ、今後、影響が出ないように設備の配置を変更する等必要な対応を行うこと。

(3) 転用期間と申請目的（記の2の(2)のア)

申請書の「事業の操業期間又は施設の利用期間」欄には、農村振興局長通知の別表の区分に応じた期間内の転用であることを記載し、「その他参考となるべき事項」欄等に「転用期間満了までに、支柱を含む営農型発電設備を撤去し、農地に復元する（転用期間満了前に再度の一時転用許可が得られた場合を除く。）。なお、農地復元の際に生ずる損害は、設置者において負担する。」旨を記載するものとする。

(4) 日照量と空間の確保（記の2の(2)のエ)

農産物の生育に適した日照量を確保するために、遮光率は40%以下（陰生植物を除く。）とする。

また、収量が得られなかった場合、光量を調節できるように、パネルの角度が調整またはパネルの取り外しが可能な構造とする。

営農空間を確保するために、農業用機械を利用する場合はその利用に支障がないように最低地上高を2.5m以上とする。農業用機械を利用しない場合は営農者の立ち仕事に支障がないように最低地上高を2.0m以上とする。

(5) 営農型発電設備の撤去費用（記の2の(2)のカ)

設備撤去に要する費用は、設置・維持管理費用と別立てで記載し、費用の調達方法も別に記載するものとする。

なお、売電収入の見込みも併せて記載するものとするが、費用の調達方法には含めないものとする。

(6) 転用期間が満了する場合（記の5）

許可書に記載した「注意事項」により、再度の許可を受けたい場合は、許可の期限の日の6か月前までに、下部の農地における営農状況を示す資料を持参のうえ、許可権者と協議するものとする。

許可権者は当該資料により、許可期間中、下部の農地の反収が2割以上減少していないか、農作物に著しい品質の低下がないかを確認して継続の許可の可否を検討する。

許可期間中、一時的に2割以上の減収や著しい品質の低下が見られても、営農型発電設備に適切な改善措置が施されたと認められる場合、若しくは自然災害等の事情による

と認められる場合は、許可権者が継続の許可の可否を判断する。

転用許可を受けた者は2割以上の減収や著しい品質の低下を防ぐために、営農型発電設備の改良に積極的に取り組むものとし、この旨を様式1（許可指令書）の許可条件3の（7）に記載するものとする。

（7）おおむね2割以上の減収（記の2の（2）のウのb）

農村振興局長通知で示した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書（別紙様式例第1号）」（以下、「営農計画書等」）の3の（1）により許可権者及び農業委員会が判断する。

（8）農作物の品質の著しい劣化（記の2の（2）のウのd）

劣化については、申請時の営農計画で出荷用としている場合は出荷用としての、直売施設で販売する計画である場合は直売施設での販売用としての、自家消費用の計画である場合は今までの品質を落とさないよう、それぞれに必要な品質を備えているかを「営農計画書等」の3の（1）により許可権者及び農業委員会が判断する。

なお、品質に著しい劣化が生じていると認められる場合の例としては、次のようなものがある。

ア 水稻において、反収は確保されているものの、くず米ばかりであった場合

イ 果樹において、反収の確保を指向し摘果を行わなかった結果、糖度等の低下を招き、売り物にならない場合

2 「許可申請（添付書類）」の考え方

（1）営農型発電設備の設計図（記の2の（1）のア）

任意の様式でよいが、下部の農地全体を記載した平面図及び立面図を備え、適宜機器等の拡大図を用いて機器の高さ（機器の最高高、農地の上部空間に配置する機器の下面から農地までの高さ）、支柱等農地の表面を占有するもの間隔、面積、位置を記入しているものであること。空中又は地下に配線等を行う場合は、その位置及び高さ又は深さも示すものであること。上部空間に機器を設置する農地の位置、面積が確認できるとともに、転用申請部分が特定できるものであること。

（2）下部の農地における営農計画書（記の2の（1）のイ）

「営農計画書等」により作成する。

（3）営農への影響の見込みとその根拠となる資料（記の2の（1）のウ）

「営農計画書等」により営農への影響の見込みを示させる。

なお、陰性植物の場合、営農への影響の見込みの根拠となる関連データについては、その根拠に応じ、知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書または以下の資料を添付するものとする。

ア 書籍

日照量と作物の生育、収量、品質に関する専門書等の写し
(原典が確認できるようにする)

イ 実験結果

日照量と作物の生育、収量、品質に関する論文や研究報告等の写し
(原典が確認できるようにする)

ウ 先行事例

営農型発電設備による遮光率と作物の生育、収量、品質がわかる資料
(どこの事例であるのか特定できるようにする)

エ 近傍地又は類似地の収量

その地域での通常栽培の収量がわかる資料
(いつどこで作成された資料であるのか特定できるようにする)

オ その他参考となる資料

(4) 設置者と営農者が異なる場合の撤去費用(記の2の(1)のエ)

営農型発電設備撤去に要すると見込まれる額を示して、設置者が負担する旨を示した両者連署の書面を提出する。

撤去費用は特段の事情がない限り設置者が負担する場合が一般的であると考えられるが、これと異なる取決めとした場合は、理由を付すこと。

3 「報告」の考え方(記の3の(1))

収穫直前の状況を写真にとり、生育状況や品質を記録する。収穫・出荷にあたっては、収穫量、品質を記録し、営農計画上出荷するものにあつては、出荷量と品質が分かる書面(出荷伝票等)を保存し、これらの写しを許可権者への報告書(農村振興局長通知で示した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告(別紙様式例第4号)」)に添付するものとする。

また、下部の農地の収穫量についてはどのように算出したのかわかるようにその根拠を説明した書面を添付するものとする。

なお、転用許可を受けた者は、報告書の内容が適切であるかについて、知見を有する者(例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等)の確認を受けるものとする。

4 その他

(1) 他法令との関係

申請に係る営農型発電設備が建築基準法上の「建築物」又は「工作物」に該当するかどうかは、申請者が担当部局へ相談した経緯を申請書の「その他参考となるべき事項」欄に「建築確認申請が不要であることを〇〇年〇月〇日〇〇市〇〇課(建築担当部局)に確認済み」と記載させ、必要な手続を行っていることを確認する。

なお、建築物及び建築基準法の規制の対象となる工作物については転用許可を認めない。

(2) 許可権者の指導（記の4の(1)、(2)）

許可権者は、営農の適切な継続が確保されなくなった場合、または確保されなくなると判断される場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。営農型発電設備が改築された場合は、農村振興局長通知で示した「営農型発電設備の改築に係る報告（別紙様式例第2号）」により許可権者に提出するものとする。

営農が行われない場合、営農型発電設備による発電事業が廃止される場合、または上記の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、許可権者は転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するように指導するものとする。営農型発電設備が廃止された場合は、農村振興局長通知で示した「営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告（別紙様式例第3号）」により許可権者に提出するものとする。

(3) 農村振興局長通知と本通知に記載のない事項

一般的な一時転用許可と同様の考え方で審査する。